## 新型コロナウイルス対策情報便全戸配布



## マスク着用の考え方の見直し等について

「<u>令和5年3月13日から</u>新型コロナウイルス感染症対策と しての**マスクの着用は「個人の判断に委ねることが基本」**と なります。

マスク着用の考え方が見直された後も、引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

**見直し後もマスク着用が効果的な場面(※)**では、マスクの着用を推奨します。

※ 具体的な場面は、裏面をご覧ください。

役場でも感染対策に配慮した上で、**職員がマスクを外して応対させていただく場合があります**ので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### インフルエンザ流行警報発令中!

県内でインフルエンザが本格的な流行状態に入り、<u>令和5年</u> 2月22日付けで流行警報が発令されています。

県央保健所管内でも感染が拡大傾向にあるため、引き続き、 <u>手洗い・咳エチケットを励行</u>するなど感染予防対策の徹底をお 願いします。

お問い合わせ先:岩手町新型コロナウイルス感染症対策本部

Ta:62-2111 (内線519)

#### 新型コロナウイルス感染症対策

# これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが 令和5年3月13日から

## マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

### 周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・ 高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した 電車・バスに乗車する時

### ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です







基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



作成:令和5年2月10日